

～動産の所有者に差押えがあった場合は譲受人からの意思表示を停止条件として所有権を譲渡する旨の合意に基づき行われた動産の譲渡について、動産の所有者の破産管財人による否認権行使を認めた事例（東京地判令6.8.29）～



松永 崇

Takashi Matsunaga

Profileは
こちら

1. はじめに

破産者の経済状況が悪化し支払停止等になった危機時期又はそれに接着する時期において、無償でその責任財産を減少させたり債務を負担したりする行為は極めて詐害性が強いことから、破産法は、支払停止等があった後、またはその前6月以内に破産者がなした無償行為（贈与、債務免除等）又はこれと同視すべき有償行為は、否認の対象になると規定しています（同法160条3項）。かかる無償行為があった場合、無償行為の相手方は、破産管財人によって否認権が行使され、原状回復を求められることとなります（同法167条1項）。

今回ご紹介する裁判例（東京地判令6.8.29）は、支払停止等の6月以内より前に、動産の所有者（譲渡人）と譲受人との間で、所有者に差押えが生じれば譲受人からの意思表示を停止条件として

動産所有権を無償譲渡する旨の合意がなされていた場合に、実際に所有者に差押えがなされたことにより実行された動産の無償譲渡について、所有者の破産管財人による無償行為否認（破産法160条3項）が認められた事例です。「合意」がなされたのは支払停止等の6月以内より前であり、形式的な文言解釈からは、支払停止等の6月以内に行われた「行為」とはいえないものの、裁判所は、破産法160条3項の趣旨や合意内容の実質等に鑑み、停止条件の成就時に無償譲渡が行われたものと同視すべきとして、無償行為否認を認めています。このような実質論を重視した判断は、今後の実務においても参考になると考えられますので、本稿でご紹介します。なお、本稿では、わかりやすさの観点から、上記の争点に絞って、且つ事実関係等を適宜簡略化してご説明します。

2. 事案の概要

本件訴訟では、総合リース業等を目的とする株式会社である原告が、高圧・低圧受電設備機器の販売及びレンタル業等を目的とする株式会社である破産会社の破産管財人（被告）に対し、高圧受電設備（以下「本件動産」といいます。）の所有権を有することの確認を求め（第1事件）、

また、第1事件に独立当事者参加した、食料品等の小売等を目的とする株式会社である参加人が、原告及び破産管財人（被告）に対し、本件動産の所有権を有することの確認を求めました（第2事件。以下ではこの第2事件についてご説明します。）。

破産会社は、平成30年に、参加人との間で、本件動産を設置して電気を供給する契約（以下「本件電気供給契約」といいます。）を締結しました。そして、本件電気供給契約においては、以下のような規定（以下「本件規定」といいます。）が定められていました。

参加人は、破産会社に以下の事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、契約を解除又は解約することが出来るものとする。その場合、破産会社は本件動産を参加人に無償譲渡する。

- ①破産会社が電力会社に支払う電気料金が2カ月遅延した時
- ②破産会社が事業を停止した時
- ③破産会社に差押え、仮処分、破産申立て、民事再生、会社更生の申立てがされたとき

破産会社は、令和3年11月25日に債権差押命令を受けたことから、参加人は、同年12月1日、本件規定に基づき、本件動産の譲渡書を作成し、破産会社に交付しました（この譲渡書の交付について、裁判所は、参加人による本件電気供給契約終了の意思表示であり、これにより、本件規定の停止条件が成就し、参加人に本件動産の所有権が移転したと判断しました。）。

その後、破産会社は、令和3年12月8日に代理人弁護士から受任通知を行い、同月16日に東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、同日破産手続開始決定を受けました。

3. 争点及び裁判所の判断

(1) 争点

上記1のとおり、破産法は、支払停止等があった後、またはその前6月以内に破産者がなした無償行為又はこれと同視すべき有償行為は、否認の対象になると規定しています（同法160条3項）。

そこで、破産管財人と参加人との間では、本件規定に基づき、令和3年12月1日に破産会社から参加人に本件動産が無償譲渡されたことが、破産法160条3項の無償行為否認の対象となるかが争われました。

(2) 当事者の主張

参加人は、本件規定について合意したのは平成30年であり、令和3年12月の支払停止・破産申立ての3年以上前であるから、否認の対象ではないと主張しました。

他方、破産管財人は、本件動産の所有権移転の効果は、令和3年11月25日の差押え又は同年12月1日の解除によって生じたものであり、その経緯の下では、本件規定に基づく破産会社から参加人への本件動産の譲渡は、支払停止等があった後、またはその前6月以内にした行為と同視すべきであり、否認の対象になると主張しました。

(3) 裁判所の判断

裁判所は、概ね以下のとおり述べて、本件動産の無償譲渡は破産法160条3項の無償行為否認の対象になると判断しました。

破産法160条3項は、破産者が支払の停止等があった後又はその前6月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為を否認の対象として規定している。その趣旨は、債務者の支払の停止等があった後又はその前6月以内という、債務者の危機時期又はこれに近接する時期において行われる無償行為及びこれと同視すべき有償行為については、その詐害性が強いことから、当該行為を全て否認の対象とすることにより、債権者間の平等及び破産財団の充実に図ろうとするものと解される。

本件規定は、「破産申立て、民事再生、会社更生の申立てがされたとき」という、それ自体として危機時期の到来を示す事由のほか、事業の停止や差押え等という、危機時期の到来又は接近の徴表となる事由が生じた場合に、参加人が「解除又は解約」という一方的な意思表示をすることを停止条件として、本件動産の所有権を破産会社から参加人に無償で移転させることを定めるものである。

このような内容からすれば、本件規定は、その合意自体は危機時期の接近前に行われたものであるが、合意の当事者である参加人及び破産会社は、その合意に基づく本件動産の所有権移転の効力の発生を、破産会社の危機時期の到来又は接近の徴表となる事由が生じた場合に参加人が行う一方的な意思表示にからしめ、これを停止条件とすることにより、破産会社の責任財産に属していた財産を、破産会社の危機時期が到来又は接近するや、参加人の一方的な意思表示のみによって無償で参加人に帰属させることによって、これを責任財産から逸出させることをあらかじめ意図し、これを目的として、当該合意をしたものというべきである。

このような本件規定の内容、目的等に鑑みると、本件規定は、破産法160条3項の規定の趣旨に反し、その実効性を失わせるものであって、その合意内容を実質的に見れば、本件規定による本件動産の無償譲渡は、その停止条件の成就時に行われた無償譲渡と同視すべきものであり、その条件成就の時期（所有権移転の時期）が破産会社の支払の停止等があった後又はその前6月以内であれば、同項の規定に基づく否認権行使の対象となると解するのが相当である。

①本件規定は、契約技法によって破産法上の否認の規定を回避していること、②所有権の移転は停止条件の成就までの間は対外的に何ら公示されていなかったこと、③差押えを理由とする所有権移転の効果を即時に認めることもまた、破産法の趣旨・目的に反することから、最判平成16年7月16日（民集58巻5号1744頁）と同様の事案である。

4. 本判決の意義

(1) 本判決に関する最高裁判例

本判決でも最後に引用されているとおり、本判決に関する最高裁判例として、最判平成16年7月16日（民集58巻5号1744頁）があります。この最高裁判例は、債務者（譲渡人）が、債権者（譲受人）との間で、債務者に支払停止等の一定事由が生じたことを停止条件とする債権譲渡契約を締結し、その後債務者が支払停止となって債権譲渡の効力が生じたという事案において、旧破産法72条2号（現破産法162条1項1号）に基づく否認権行使の可否が争われました。

この最高裁判例の事案も、本件と同様、形式的には債権譲渡合意という「行為」がなされたのは危機時期より前であるところ、最高裁は、債権譲渡契約の内容・目的（危機時期に至るまで債務者の責任財産に属していた債権を債務者の危機時期が到来するや直ちに当該債権者に帰属させることによって、これを責任財産から逸出させることをあらかじめ意図し、これを目的としている）等に鑑みると、その契約は破産法の規定の趣旨に反し、その実効性を失わせるものであって、その契約内容を実質的にみれば、当該契約に係る債権譲渡は、債務者に支払停止等の危機時期が到来した後に行われた債権譲渡と同視すべきものとして、否認権行使の対象になると判断しました。

(2) 本判決の意義

本判決は、上記最高裁判例とは若干事案が異なります（①本判決では、「無償」行為及び「動産」譲渡が問題となったのに対し、上記最高裁判例では、「偏頗」行為及び「債権」譲渡が問題となっている、②本判決では、差押え等が停止条件となっているのに対し、上記最高裁判例では、支払停止等が停止条件となっている、という違いがあります。）。

しかし、本判決は、上記最高裁判例と同様に、形式的に合意（行為）がなされた時期から否認権行使の可否を判断するのではなく、破産法の趣旨及び規定の内容・目的に鑑みて、合意内容を「実質的に」見たうえで、停止条件が成就した時に譲渡がなされたものとして、否認権行使の可否を判断しています。本判決は、上記最高裁判例と「同様の事案である」と言及していることからしても、上記最高裁判例の判断枠組みを踏襲して判断したものと言えます。

このように、本判決は、上記最高裁判例と同種の事案においては、上記最高裁判例と同様の判断枠組みにより判断される可能性があることを示したものとと言えます。すなわち、危機時期が到来した際に特定の債権者に優先的な満足を与えることを目的とするような契約上の仕組みについては、形式的な契約締結時点ではなく、その内容及び機能を実質的にとらえて否認権行使の対象となり得ることを示したものとと言えます。したがって、債権保全の手段として、この種の条項を設けるにあたっては、その目的、条件設定を十分に検討するとともに、倒産手続における否認リスクも踏まえた慎重な検討が必要と言えます。

具体的な事案に関するお問合せはこちら

【事業再生・倒産に関する問合せフォーム】

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます